

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条総務部の款調査課の項第26号中「課内庶務」を「課内及び南区小中一貫校開設準備室の庶務」に改め、同項の次に次の1項を加える。

南区小中一貫校開設準備室

- (1) 南区小中一貫校の開設に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 南区小中一貫校の開設に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 南区小中一貫校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)